

第二次一括法の成立について

平成 23 年 8 月 26 日

全 国 知 事 会

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）」が成立した。

本法は、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を内容とし、全国知事会として今通常国会における成立を強く求めてきたものであり、関係者のご尽力に感謝する。

国においては、第二次一括法成立に伴い条例制定に必要とされる政省令の早期提示の他、「地域主権改革」を国民に約束した原点に立ち返り、福祉施設の「従うべき基準」の見直しをはじめとする義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の原則廃止など更なる地域主権改革の推進に全力を挙げることを、改めて強く求める。